

# 「ナチス近代化論争」

川瀬 泰史

## 目 次

- 1 はじめに
- 2 「修正主義派」のナチス近代化論
- 3 「リベラル派」の批判
- 4 『ナチズムと近代化』第二版後書き  
——プリンツの反論——
- 5 「ナチス近代化論争」の意義  
——むすびにかえて——

## 1 はじめに

1960年代のラルフ・ダーレンドルフ (Ralf Darendorf) とデビット・シェーンボウム (David Schoenbaum) の研究<sup>1)</sup> によって初めて、ナチスと近代化の関連をめぐる問題が提起された。彼らは、ナチスが労働者の社会的上昇可能性を高めた点を目して、社会革命視し、その意味で、ナチスが社会革命を行ない、その内容は近代的で、アドルフ・ヒトラー (Adolf Hitler) やナチスの意志に反して、実行されたと主張した。だが、その後の研究は、ナチスの近代化作用に否定的で、ドイツの近代化の歴史的起点は、いわゆる「ドイツ零点」(Die Stunde Null) ないし「ドイツ零年」(Das Jahr Null) たる1945年5月<sup>2)</sup> に求めるべきとする見方が大勢を占め、通説となつた。

これに対して、1980年代後半から、ナチスの近代化作用に否定的な通説に異議を唱える「修正主義派」の歴史家たちが登場してきた。彼らは、ヒトラーやナチスが近代的構想・近代化

1) Vgl. Ralf Darendorf, *Gesellschaft und Demokratie in Deutschland* (München, 1965). David Schoenbaum, *Hitler's Social Revolution. Class and Status in Nazi Germany* (New York, 1968). 大島通義・大島かおり訳『ヒトラーの社会革命』(而立書房, 1978年)。

2) 「ドイツ零点」ないし「ドイツ零年」とは、1945年5月のナチス・ドイツの最終的敗北による旧体制の崩壊を経て、初めて、ドイツ社会の近代化が開始されたという議論を指す。この立場に立つ研究として、以下のものを参照。Vgl. Ian Kershaw, *Der NS-Staat. Geschichtsinterpretation und Kontroversen in Überblick* (Hamburg, 1988). Hans Mommsen, *Nationalsozialismus als vorgetäuschte Modernisierung*, in: Hans Mommsen, *Der Nationalsozialismus und die deutsche Gesellschaft* (Hamburg, 1991).

の意志を有し、実施したと主張した。「修正主義派」は1991年に、共同研究『ナチズムと近代化』<sup>3)</sup>を刊行し、改めて、ナチスの近代化作用を強調した<sup>4)</sup>。

最近、「修正主義派」のこうしたナチス近代化論<sup>5)</sup>に疑問を投げかけ、ナチスの近代化作用を否定する「リベラル派」<sup>6)</sup>の論説が相次いで発表され、いわば「ナチス近代化論争」(NS-Modernisierungsdebatte)とも言うべき論戦が展開された<sup>7)</sup>。これらの論説は、通説の立場に立ち、「修正主義派」に改めて、厳しい批判を行なった。

本稿の課題は、この「ナチス近代化論争」を検討することにある。「修正主義派」・「リベラル派」双方の議論を概観することを通して、そこから何をくみとり得るか、研究史の上でのこの論争の意義は何なのか、考察を進めていこうと思う。

## 2 「修正主義派」のナチス近代化論

本章では、簡潔に、「修正主義派」のナチス近代化論を概観してみようと思う。構成としては、先ず、ツィテルマンのヒトラー研究、次いで、スメルサーとプリンツのナチス社会政策研究、最後に、「修正主義派」のナチス近代化論を検討することとする<sup>8)</sup>。

先ず、ツィテルマンのヒトラー研究について。

ヒトラーが東方の「生存圏」征服により、ドイツ社会の「再農業化」を企てていたと主張し、そこにヒトラーの「反近代性」を見るヒトラー研究史上の通説<sup>9)</sup>に対して、ツィテルマンはヒ

3) Vgl. Michael Prinz/Rainer Zitelmann (Hrsg.), *Nationalsozialismus und Modernisierung* (Darmstadt, 1991).

4) なお、「修正主義派」とは、彼ら全員がそう自称している訳ではないが、その代表の一人、ロナルド・スメルサー (Ronald Smelser) がそう称していることによる。Ebenda, S. 71. なお、「修正主義派」への批判者たちは、「修正主義派」のことを目して、その代表的指導者、ライナー・ツィテルマン (Rainer Zitelmann) の名前にちなんで、「ツィテルマン・グループ」ないし、もう一人の代表的指導者、ミヒヤエル・プリンツ (Michael Prinz) の名前をも付け加えて、「ツィテルマンとプリンツをめぐるグループ」と名づけている。

5) 筆者はかつて、「修正主義派」のナチス近代化論を検討したことがある。拙稿「ナチスの『近代性』—『修正主義派』のナチス近代化論の検討—」(『立教経済学研究』第47巻第1号, 1993年, 所収) を参照。

6) 我々はここでは、「修正主義派」に批判的な研究者を一括して、「リベラル派」と呼ぶこととする。

7) 「リベラル派」はこの論争のことを、「近代化論争」ないし「ナチズムと近代化の関係についての論争」と呼んでいる。しかし、我々はここでは、この論争を、(より適切な表現として)「ナチス近代化論争」と名づけることとする。

8) ここで、「修正主義派」の研究を概観するに際して、主として、ツィテルマン、スメルサー、プリンツの研究を中心にするのは、この三人の研究が「修正主義派」の議論の核心であるからだけでなく、「リベラル派」の「修正主義派」批判がこの三人の研究に集中しているからでもある。

9) Vgl. Eberhard Jäckel, *Hitlers Weltanschauung. Entwurf einer Herrschaft* (Stuttgart, 1981). 滝田毅訳『ヒトラーの世界觀—支配の構想—』(南窓社, 1991年)。Henry Ashby Turner

トラーが近代的構想を有し、実施したと主張し、ヒトラーの「近代性」を強調する。以下、ツイテルマンのヒトラー論に耳を傾けてみよう。

ツイテルマンは、ヒトラーが社会問題解決のため、ユダヤ人やジプシーのような「人種的に劣等なグループ」を除いた「〔ドイツ〕民族共同体」内での（「社会的流動性」向上という意味での）「機会均等」を提唱し、伝統的な階級的・社会的障壁を除去し、全ての「民族同胞」に社会的上昇への機会を与えることを企図していたと記述する。ヒトラーは、「力とエネルギーの源」として、労働者からナチ・エリートを補充することを望んでいた。ツイテルマンは、ナチスのモデル校において、労働者の比重が高いこと及び、ナチスが軍隊内で、社会的下層出身者に将校への上昇への道を開こうとしたことの内に、ヒトラー的「機会均等」の実例を見出している<sup>10)</sup>。

ツイテルマンは、ヒトラーの東方の「生存圏」構想をも、近代的なものと看做した。ヒトラーの企図したところの東方の「生存圏」への農民入植は、ドイツ社会の「再農業化」を行なうものではなく、むしろ農業・工業間の均衡攪乱の除去に貢献し、相対的なアウタルキー成立の前提を成した。ヒトラーにとってのロシアは、イギリスやフランスにとっての植民地と同様、農業的補完物・原料源・販売市場に他ならず、ツイテルマンは、このことは反工業的でも反近代的でもないと主張している。ヒトラーのビジョンでは、ドイツはロシアの原料源征服により、工業生産の大飛躍を可能にし、最終的に、高度に工業化されたアメリカ合衆国に追いつき追いこすことが可能になるだろうと想定されていた。その意味で、ツイテルマンは、ヒトラーは技術進歩と工業化の敵ではなく、むしろその逆であると述べている<sup>11)</sup>。

ツイテルマンは、ヒトラーが前工業的状況や農業的ユートピアを夢想した人間ではなく、工業進歩の擁護者であると述べ、ヒトラーがアメリカ合衆国とソビエト連邦を手本視していた例を挙げている。ヒトラーはソビエトの経済体制を賛美し、スターリンとソ連を手本視し、ドイツの支配地域がソ連方式を導入すれば、ソ連打倒を可能と見ていたし、軍拡と戦争経済の必要性から、〔ソ連式の〕計画経済体制の優位性を確信していた。ヒトラーはまた、アメリカ合衆国の資本主義的経済体制と民主主義を拒否したにもかかわらず、アメリカの技術・工業発展を

(Jr), Hitlers Einstellung zu Wirtschaft und Gesellschaft vor 1993, in: *Geschichte und Gesellschaft* 2 (1976). Ders., *Faschismus und Kapitalismus in Deutschland* (Göttingen, 1972).

10) 以下、主として、段落の終わりごとに、引用文献を一括して記すこととする。Rainer Zitelmann, *Die totalitäre Seite der Moderne*, in: Prinz/Zitelmann (Hrsg.), *a.a.O.*, S. 16. Ders., *Hitler. Selbstverständnis einer Revolutinoär.* zweite, überarbeitete und ergänzte Auflage (Stuttgart, 1989), S. 491, 492, 136-138, 142-144. ヒトラー自身は「機会均等」という概念を用いなかったが、ツイテルツンは、「機会均等」を、ヒトラーの政治活動の最初から終わりまでの25年間の内の最重要の綱領目標と位置づけている。Ebenda, S. 122, 124-125.

11) Zitelmann, *Die totalitäre Seite*, S. 15. Ders., *Hitler*, S. 318, 334, 344, 495.

賛美し、手本視しており、アメリカの工業的潜在力をほめたたえ、ドイツ〔支配下の〕・ヨーロッパが最終的にアメリカの優位をくつがえすことを望んでいた<sup>12)</sup>。

ツィテルマンは、ヒトラーが技術的発明を重視し、技術革新の信奉者だったと指摘し、ヒトラーを工業化・技術化・合理化に特徴づけられる近代化過程（工業化・階級的障壁除去・狭い地域的結合解体という意味での）の意識的執行者だったと位置づけている。ヒトラーは工業化過程、社会的流動性向上を歓迎しただけでなく、この発展を意識的に促進した。ナチスの行なった社会革命の内容は近代的で、ヒトラーの企図と矛盾しなかったとツィテルマンは述べている。我々はここに、ツィテルマンの創出したところの「近代化の担い手」としてのヒトラー像を見出せよう<sup>13)</sup>。

次いで、スメルサーとプリンツのナチス社会政策研究について。

スメルサーとプリンツは、ロベルト・ライ（Robert Ley）率いるドイツ労働戦線（Die Deutsche Arbeitsfront）の社会政策に焦点を当てて、その近代性を強調する。以下、この両者の議論を概観してみる。

スメルサーは、ナチスがどんなに近代的だったかを示す指標として、ナチスの未来構想・計画の重要性を指摘し、その際、ドイツ労働戦線傘下の労働科学研究所（Das Arbeitswissenschaftliche Institut）の作成した最終勝利後の戦後期の社会計画についての覚え書に着目する。プリンツも同様に、労働科学研究所の社会政策構想に言及している。以下、両者の記述から、労働科学研究所の社会政策構想を再現してみよう。

労働科学研究所の社会政策構想は、未来のナチス社会国家のビジョンに他ならなかった。労働科学研究所は、戦後期の重要な社会政策目標として、次の四点を挙げている。(1)完全雇用。(2)公正な賃金準則の発展。(3)あらゆる「創造的ドイツ人」の生産水準の恒久的上昇。(4)社会保障の包括的制度。以下、この四点を、各々要約してみる<sup>14)</sup>。

スメルサーは、この第一の目標、完全雇用が、興味深いことに、1942年のイギリス政府、1946年のアメリカ政府の社会政策宣言と一致していると指摘している。完全雇用（ナチス用語で、「恐慌に耐え得る経済」）のため、職業教育が異常に強調され、ドイツ労働戦線はドイツの職業教育を管理下に置いた。ドイツ労働戦線は、青少年の職業オリンピックとして、「全国職業コンクール」（Reichsberufswettkampf）を開催し、労働者にその専門資格の改善を通して、社会的上昇への機会を与えることを目指した。戦後期の社会政策構想では、このコンクールの勝者には、その特別の能力に応じた職業を提供するという職業補導と、奨学金の形の物的補助

12) Zitelmann, *Hitler*, S. 355, 358. Ders., *Adolf Hitler. Eine Politische Biographie* (Zürich, 1989), S. 162. Ders., *Die totalitäre Seite*, S. 16.

13) Zitelmann, *Hitler*, S. 360, 361, 378, 495, 496.

14) Ronald Smelser, Die Sozialplanung der Deutschen Arbeitsfront, in: Prinz/Zitelmann (Hrsg.), *a.a.O.*, S. 74.

を与えるという英才助成が与えられるはずだった<sup>15)</sup>。

ナチス社会政策構想の第二の目標は、公正な賃金準則である。1941年4月に、ライは労働科学研究所に、戦後期の賃金政策作成を委ねた。これに関して、労働科学研究所は三つの原則を宣言した<sup>16)</sup>。

- 1 「同じ業績には、同じ支払い」。化学工業も繊維工業も、同じ賃金水準であるべきだった。
- 2 「同じ業績には、同じ生活水準」。幾つかの地域では、生計費が他の地域よりかなり高いので、賃金の〔地域ごとの〕適応が必要とされる。計画作成者は、〔生計費が〕比較的安い地域では時間給60ペニヒ、比較的高い地域では時間給85—90ペニヒにすることを提案した。どこでも週48時間〔労働〕の規定にするべきだった。
- 3 「能率給」構想。比較的良好な労働業績への付加的報酬により、社会的上昇が促進されるべきだった<sup>17)</sup>。

これらの三原則を実現するために、労働科学研究所は、工業・経済の合理化を提唱した。労働科学研究所は合理化を、ドイツ国民に「生存圏」を保証し、第三帝国の最大の成功の幾つか一とりわけアウトバーン一を成立せしめたと主張し、合理化を正当化した。ドイツ労働戦線はこの三原則を拡大し、1944年に、ライは「同じ業績には、同じ支払い」の原則を女性にも拡大することを提案し、ヒトラーに拒否されている<sup>18)</sup>。

第三の目標一個人の生産水準の上昇の一の実現は、無数の活動、一連の「近代的な」イノベーションを発展させた。その中で最も重要なものは保健であり、今日の「予防医療」だった。労働科学研究所の案では、あらゆる「民族同胞」に、担当の医師をつけ、定期的な健康診断を受けさせることを企図していた。全てのドイツ人に適切な保健を保障するために、医師には特別の刺激〔報奨金〕が与えられるべきだった。ドイツ労働戦線は既に、戦争中に、工場内で定期的な健康診断を行なう「工場専属医師」を導入することで、これらの計画実現の制度的枠組みを創出した。ドイツ労働戦線は健康診断のため、レントゲン設備〔の工場への設置〕も構想していた<sup>19)</sup>。

生産上昇のためのドイツ労働戦線のさらなる活動は、住居建設だった。戦後期についての労働科学研究所の構想では、かなりの住宅区画を有する賃貸アパートが想定されていた。計画された住居空間は75平方メートルで、「耐えられる程度の賃貸料」になるべきだった。労働科学研究所の計画では、個人住宅の建設に際して、安価な資本が利用出来、公共体が建設敷地を提供することが想定されていたし、住居建設に安価な外国人労働力を利用することが企図されて

15) Ebenda, S. 74-76.

16) Ebenda, S. 76.

17) Ebenda, S. 76-77.

18) Ebenda, S. 77, 78.

19) Ebenda, S. 78-79.

いた。スメルサーは、労働科学研究所の住居建設設計画が戦後期のドイツの再建の際、取り上げられたが故に、これらの案をヴァイマルとボンの間の架け橋と評し、ここにナチ・レジームが明白に近代化を企図した明らかな証拠を見出している<sup>20)</sup>。

ナチス社会政策構想の第四の目標、社会保障は、その指標の多くの点で、最も近代的に見えるとスメルサーは評している。1940年に、労働科学研究所が告知したように、「ドイツ民族の社会事業」は、額に汗して民族共同体につくした年金生活者・廃疾者への報奨と看做された。ライは1940年に、「年老いた、（これまで）働いてきた」民族同胞に「彼のこれまでの収入に合った最低の生活水準」を保障する計画を宣言した。年金は10年平均で、以前の収入の60パーセントで、最低年金は、各人がかつて、どの位稼いでいたかに関係なく、毎月50ライヒスマルクで、その後、段階的に、毎月最大限250ライヒスマルクに上昇され得た。年金の財源は、働いていた時に払いこんだ基金からではなく、国家予算からだった<sup>21)</sup>。

この社会保障構想は、二つの根本思想から成り立っていた。第一は、業績との結合であり、年金は労働履行の報酬と位置づけられていた。定年後も肉体的損傷の後も、各人は労働を継続すべきだった。（労働科学研究所の）計画立案者は意識的に、「年金生活者の心性」の発展を阻止するため、継続労働への刺激の制度を構想した。定年後も元の職場か他の職業で働く人々には、定期的年金の代わりに、（通常の給料以外に）通常の年金の三分の一の額が「老齢者の給料」として提供されるべきだった。第二は、統一的性格の社会保障の構築であり、伝統的な職員・労働者間の格差是正を目指していた<sup>22)</sup>。

労働科学研究所の計画立案者の眼は、社会保障以外の分野での、職員・労働者間の格差だけでなく、男女の労働者間の格差にも向けられていた。当時、男女の職員の給料は同額だったが、女性労働者は最高で、男性労働者の賃金の65—70パーセントしか受け取っていなかった。労働科学研究所の計画立案者は、女性を安価な労働力と看做すこうした区分を過去のものと指摘し、こうした差別を拒否している。女性はその業績に応じて、賃金を受け取るべきだし、この原則は全ての賃率準則に適用すべきだった<sup>23)</sup>。

これらの計画構想中の（賃金・年金・他の社会的給付の分野での）統一的・規格化した制度への志向の故に、ドイツ労働戦線は一連の原則（例えば、労働者・職員間の格差廃止ないし賃金準則での男女の同格化）を引き受け、強行しようとした。スメルサーはこれらの計画構想の中に、「近代的」どころか「進歩的」な要素をも見出した。それは、次の要素である。

- (1) 社会国家の包括的な、国家の計画機関により立案された制度。
- (2) 労働者に社会的上昇—市民化をも一を可能にする社会。

20) Ebenda, S. 79, 80, 81, 82.

21) Ebenda, S. 82-83.

22) Ebenda, S. 83.

23) Ebenda, S. 84.

- (3) 個人の物的所有への欲求を正当視する大衆消費志向の社会。
- (4) 都市的大工業社会及び、これと結合した近代的技術と生産事象の合理化の無限の擁護。
- (5) 「進歩的な」労働立法、特に経営内の青少年・女性保護のための立法の承認と部分的な実現。
- (6) 近代人とその社会的問題の本質への幾つかの深い社会的・心理的洞察。例えば、物的報酬だけでなく、精神的報酬の必要性。技術変動と職場評価の関係。突然の年金つき退職の危険性。青少年助成計画の必要性。予防医療の重要性<sup>24)</sup>。

スメルサーは、これら全て（前述の六点）は20世紀を拒否するものでもないし、過去へ逃避するものでもないと述べ、ナチ・レジームは多くの分野—最も明白に、労働保護立法・住宅建設政策—で、理論的にも実践的にも、ヴァイマルとボンの間の架橋、連続性を表わしていると評価している。スメルサーはさらに、第三帝国が戦争に勝利していたら、労働科学研究所の構想が実現しただろうと述べている。スメルサーは同時に、労働科学研究所の社会政策構想の重要な要素として、帝国主義的対外政策を挙げ、労働科学研究所の政策立案者がロシアを近代的工業的広域経済圏の基本要素視し、国内の遠大な社会政策構想に物的基盤を与えるために、東方への拡大、ロシア征服を支持したことを指摘している<sup>25)</sup>。

「ドイツ労働戦線のブレントラスト」たる労働科学研究所の構想としては、プリンツの整理によれば、労働科学研究所が労働者・職員間の格差解消、職員の職業身分的伝統廃止、能率給と結合した業績志向の秩序を提唱したこと及び、労働者・職員の区別のない統一的労働評価システムの導入を提案したことが挙げられる<sup>26)</sup>。

スメルサーもプリンツも、労働科学研究所の戦後社会政策構想だけでなく、ドイツ労働戦線の実際の社会政策にも高い評価を与えている。1933年以後、賃金が凍結されたにもかかわらず、ドイツ労働戦線が様々のやり方で、間接的な補償、間接的な賃金上昇として、多くの社会的給付（例えば、無料の食事、クリスマスの祝い、有給休暇）をかち取ったこと、「労働の美」局 (Das Amt Schönheit der Arbeit) が〔経営内での〕照明・衛生条件・賄いの分野での改善を目指すキャンペーンを行なったこと、「歓喜力行団」(Kraft durch Freude) が労働者に、これまで中上層の享受した多様な余暇活動・休暇旅行—ラインから北海まで—を可能にし、スポーツ・成人教育・趣味・文化的催し〔の活動〕で労働者の人気を集めたことをスメルサーは強調する。ドイツ労働戦線が職員・労働者間の格差解消に努め、その具体的な成果として、労働者に対し、これまで職員だけが享受していた企業の休養施設・クラブ・教養施設を開設した

24) Ebenda, S. 85.

25) Ebenda, S. 86, 90, 87, 88.

26) Michael Prinz, *Vom neuen Mittelstand zum Volksgenossen. Die Entwicklung des Status der Angestellten von der Weimarer Republik bis zum Ende der NS-Zeit* (Oldenbourg, 1986), S. 321, 334, 336.

こと及び、社会保険修正・祝日の賃金支払い・休暇許可・健康保険・(労働者・職員の)共同賃金協定締結により、経営内での労働者・職員間の均等化が実現したことをプリントは指摘し、(ナチスの掲げた)「民族共同体」の標語を、「完全な真実ではないが、職員史が提示するよう空語以上のものである」と述べている。労働科学研究所の戦後社会政策構想の先進性と、労働者・職員間の格差解消を目指したドイツ労働戦線の社会政策の成果に、スメルサー、プリントの両者はナチスの「近代性」を見出したと言つてよいであろう<sup>27)</sup>。

最後に、「修正主義派」のナチス近代化論について。

「修正主義派」は、世俗化、伝統的形態の社会的不平等の除去、社会的上昇機会の改善、技術進歩、科学・専門家支配・経済成長・合理化・大量生産の制度化、伝統的要素に対する合理的・制度的立場を、異論の余地なき近代化の中心的要素として、挙げている。「修正主義派」は、ブルジョア革命により推進・強行された西欧、特にイギリス、フランスの近代化過程は近代化の唯一可能な、歴史的に証明された事例でないと記述し、それ以外の近代化として、ソビエト連邦、ナチス・ドイツ、日本、「第三世界」の「開発独裁」の事例を挙げ、特にソビエト連邦の場合、独裁体制下で、工業化・文字の普及・技術化と他の近代化の中心的指標が実行されたこと、ソビエト連邦が第二次世界大戦後、アメリカ合衆国に次いで、第二の軍事超大国に上昇出来たのはスターリン主義的独裁制による近代化の推進力のおかげであると述べ、ナチズムはこの近代化過程の特殊形態と解釈すべきと主張している<sup>28)</sup>。

「修正主義派」は一方で、女性解放のようなヒトラーのイデオロギー的構想に対応しないところのナチスの「意図せざる」近代化を認めつつ、他方で、大半の近代化効果が指導的ナチスのイデオロギー的構想と一致していたと主張している。「修正主義派」はナチスの近代化効果として、ナチスが軍隊内で工業労働者と農村の下層出身者に将校への道を開いたことや、ナチスが宗派別学校から非宗派別学校への転換（すなわち、教会と学校の分離）を実現し、教会の

27) Ronald Smelser, Eine »braune Revolution«? Robert Ley, Deutsche Arbeitsfront und sozialrevolutionäre Konzepte, in: Wolfgang Michalka (Hrsg.), *Der Zweite Weltkrieg. Analysen. Grundzüge. Forschungsbilanz* (München, 1989), S. 419-420. Ders., *Robert Ley. Hitlers Mann an der Arbeitsfront. Eine Biographie* (Paderborn, 1989), S. 210. Michael Prinz, Sozialpolitik im Wandel der Staatspolitik? Das Dritte Reich und Die Tradition bürgerlicher Sozialreform, in: Rüdiger vom Bruch (Hrsg.), *Weder Kommunismus noch Kapitalismus. Bürgerliche Sozialreform in Deutschland vom Vormärz bis zur Ära Adnauer* (München, 1985), S. 238. Ders., Die soziale Funktion moderner Element in der Gesellschaftspolitik des Nationalsozialismus, in: Prinz/Zitelmann (Hrsg.) , a.a.O., S. 304. Ders., Ley, S. 336.

28) Michael Prinz/Rainer Zitelmann, Vorwort, in: Prinz/Zitelmann, a.a.O., S.X. Zitelmann, *Hitler*, S. 35. Ders., Nationalsozialismus und Moderne, in: W. Sub (Hrsg.), *Übergänge. Zeitgeschichte zwischen Utopie und Machbarkeit* (Berlin, 1990), S. 207. Ders., *Die totalitäre Seite*, S. 6.

影響力減少を図ったこと及び、ヒトラー・ユーゲント（Hitler-Jugend）により農村での伝統的権威が疑問視され、ナチスが農村での伝統的権威構造とヒエラルキーを解体したこと（ツィテルマンはこれをナチズムの最重要の近代化作用と呼んでいる）、ナチスが女性解放、つまり、女性の職場への進出を促進したこと（ナチス・フェミニズム）を挙げている<sup>29)</sup>。

「修正主義派」は、ホロコースト（Holocaust）や精神障害者の安楽死を近代的と看做した。数千もの精神障害者の「安楽死」に関与した多くの精神医学者は同時に治療的革新の首唱者で、患者を選別して、治療・労働可能なものを近代的方法で治療し、治療不可能なものを安楽死させるのは、近代的だと「修正主義派」は見た。「修正主義派」はその意味で、ホロコーストと安楽死を、近代化の論理の貫徹と解釈した<sup>30)</sup>。

「修正主義派」は、職業教育・社会的住居・健康保険の計画や、級別賃金構成や包括的養老手当といった進歩的理念の見られるドイツ労働戦線の戦後社会政策構想が戦後期に現実化し、労働者・職員間の同等化が実現したと評価する。「修正主義派」はまた、西ドイツ社会の社会的・政治的安定がナチスからの相続に負うており、都市建設・地域開発計画に見られるように、ナチズムの近代性が1945年以後の〔西ドイツの〕一連の再建過程に手を貸したと記述し、ナチズムの結果の遺産は戦争直後、「スターリングラードから通貨改革まで」の期間〔1943—48年〕に限定せず、少なくとも1950年代後半、1960年代初めまで、目を向けるべきと主張する。「修正主義派」はその意味で、ナチスの社会住宅計画が1950・60年代の大量の住宅建設の建築ブームの前提条件を創出した転機をはっきりさせたと強調する<sup>31)</sup>。

このように見えてくると、「修正主義派」のナチス近代化論は、一方で、ナチスの政策が労働

29) Prinz, *Die Soziale Funktion*, S. 315. Zitelmann, *Hitler*, S. 215. Ders., *Nationalsozialismus*, S. 211-216. 学校改革については、以下の文献を参照。Franz Sonnenberger, *Die vollstreckte Reform-Die Einführung der Gemeinschaftsschule in Bayern 1935-1938*, in : Prinz/Zitelmann (Hrsg.), *a.a.O.* また、第三帝國期の軍隊については、以下の文献を参照。Berhard R. Kriener, *Strukturelle Veränderung in der militärischen Gesellschaft des Dritten Reich*, in : Prinz/Zitelmann (Hrsg.), *a.a.O.*

30) Michael Prinz, *Wohlstaat, Modernisierung und Nationalsozialismus. Thesen zu ihrem Verhältnis*, in : Hans Otto/Heins Sünker (Hrsg.), *Soziale Arbeit und Faschismus* (Frankfurt a. M. 1989), S. 55. Zitelmann, *Nationalsozialismus*, S. 218. なお、安楽死計画に関与した精神医学者たちは、改革派の精神医学者で、伝統打破の行動主義的傾向を有していた。この改革派の精神医学者たちについては、以下の文献を参照。Hans-Walter Schmuhl, *Reformpsychiatrie und Massenmord*, in : Prinz/Zitelmann (Hrsg.), *a.a.O.*

31) Smelser, *Eine »braune Revolution«?*, S. 424. Prinz, *Die Soziale Funktion*, S. 325, 326. Zitelmann, *Nationalsozialismus*, S. 209-210. 地域開発については、以下の文献を参照。Ralf Messerschmidt, *Nationalsozialistische Raumforschung und Raumordnung aus der Perspektive der "Stunde Null"*, in : Prinz/Zitelmann (Hrsg.), *a.a.O.* 都市建設については、以下の文献を参照。Werner Durth, *Architektur und Stadtplanung im Dritten Reich*, in : Prinz/Zitelmann (Hrsg.), *a.a.O.*

者の社会的上昇の可能性を高めたり（社会政策），工業化・技術進歩・合理化を促進したり（経済政策），教会の影響力を押さえ，伝統的権威を解体したり（学校政策）した側面にナチスの政策の近代化効果ないし「近代性」を見出すと同時に，他方で，ナチスの戦後社会政策構想の戦後期での現実化や，ナチスの政策の戦後西ドイツへの継承，つまり戦後西ドイツの経済発展がナチスの政策ないしその遺産に負うていると主張し，そこにもナチスの政策の近代化効果ないし「近代性」を求めている。

では，こうした「修正主義派」のナチス近代化論に対して，「リベラル派」はどのような批判を展開したか，章を変えて，検討してみよう。

### 3 「リベラル派」の批判

「修正主義派」の共同論文集『ナチズムと近代化』の出版直後，先ず，書評の形で批判が巻き起こったが，最近，独立論文の形で，「リベラル派」から「修正主義派」批判が相次いで出された。ここでは，その主なものを取り上げ，その批判点を見ることしたい。前章と同様，構成としては，ツィテルマンのヒトラー研究，スメルサーとプリンツのナチス社会政策研究，「修正主義派」のナチス近代化論各々に対する批判点に分けて，概観していこうと思う。

先ず，ツィテルマンのヒトラー研究について。

「リベラル派」は，ヒトラーが「機会均等」—社会的流動性向上を企図していたというツィテルマンの評価に批判の矢を向いている。ヒトラーはその原始的な生物学的な確信により，常に「血が下から上に流れていくこと」を確實にしたかった。何故なら，さもないと支配層は残酷な意志力をなくすからである〔権力を維持するためには，多くの流血を厭わぬ残酷さが支配層には必要だが，それを確保するために，労働者からエリートを補充すべきとヒトラーは考えた〕。「全国民教育制度」改善への要求や，両親が貧しくても特別の才能のある子供への援助志向は，「[ナチス]運動」内外の一般大衆の社会的期待に応じたものであるが，ヒトラーの場合，「民族体」強化の意味での手段に他ならず，個人の機会を保障するものでなく，民族の最適化が問題だったと「リベラル派」の論客ノルベルト・フライ（Norbert Frei）は指摘している。高慢な身分意識・特權の相続・伝統的なヒエラルキー構造への全ての周知の批判にもかかわらず，社会的通過・社会的流動性についてのヒトラーの考えは歴史文献的に，そのイデオロギー的かつ結局，実際の人種主義的文脈に合わせて扱うべきとフライは主張している。ヒトラーが市民層とプロレタリアート間，肉体労働者と頭脳労働者間の統合として「民族共同体」を語ったのは社会統合・社会調和の要求への対応であり，ヒトラーにとり「民族的」〔統合〕強化は人種帝国主義的権力展開の前提であり，この文脈には個人ないしその自己実現請求の場はなかつたとフライは見ている。カール・ハインツ・ロート（Karl Heinz Roth）は，ツィテルマンが下層の社会的上昇を閉ざしていることへの代償としての社会帝国主義的はけ口としての〔社会

的] 流動性についてのヒトラーの発言をヒトラーが使わなかつた「機会均等」の意志表明に曲解したと非難し、これを「意味論的な偽造」と評している。また、ツイテルマンによる、例え「民族共同体」の枠内とはいへ、「機会均等」の支持者として、それどころか女性解放の支持者としてのヒトラーの発見は全く根拠がないという批判も寄せられているし、さらに、ヒトラーが「『ドイツ民族共同体』内でのみ実現すべき」「機会均等」の熱烈な擁護者だったというテーマをツイテルマンが主張するなら、ナチズムの犠牲者は再び差別されることになるという非難も浴びせられている<sup>32)</sup>。

「リベラル派」は、ヒトラーが技術化・工業化を意図し、促進したとツイテルマンが記述していることにも異議を唱える。ベルント・ファウレンバッハ（Bernd Faulenbach）は、ツイテルマンのこのテーマに対する批判として、ヒトラーが技術革新の効用を全く認識せず、ジェット機、メッサーシュミットME262の軍事的価値を全く評価せず、技術促進の場合、極めて短期的に利用出来る技術の改善にのみ関心を寄せた事例を挙げ、ヒトラーが技術を審美的に評価したに過ぎないことを示唆し、ヒトラーが技術革新及び技術を体系的に促進する必要性への理解力に欠けていたと記述している。ファウレンバッハはまた、ツイテルマンがヒトラーの技術概念について詳述した評価は〔本来の〕文脈から離れたものであると非難し、第三帝国期に技師の研究のための基本的な組織がなかったこと、技術発展の体系的促進が欠けていたこと、ナチ・レジームが国防技術分野での長期的発展を促進できず、その具体例として、戦争中に西方の連合国に比して、飛行機建設・核研究・高周波工学・レーダー工学の一連の分野で遅れていたことを指摘している。ファウレンバッハはさらに、ナチズムをヒトラーだけで解釈するツイテルマンのテーマに反対し、ツイテルマンがヒトラーの発言を全く異論のあるやり方で体系化し（それでもって、〔本来の〕文脈から離れ）、ヒトラーを近代の人間、進歩思想の擁護者として表わそと試みたと批判している。ベルント・ヴァイスブロート（Bernd Weisbrod）は、「統領」の機会主義的な、一貫しない発言には混乱した世界観の核心が含まれており、これらは決定的な近代化の意図の証拠及び実際の〔近代化の〕作用の推進力の証拠とするには不向きであると述べ、ツイテルマンのヒトラー像に疑問を投げかけている<sup>33)</sup>。

32) Norbert Frei, Wie modern war der Nationalsozialismus ? in : *Geschichte und Gesellschaft* 19 (1993), S. 376-377, 380-381. Karl Heinz Roth, Historiesierung des Nationalsozialismus ? Tendenzen gegenwärtiger Faschismusforschung, in : Sabine Blum-Geenen /Ute Ehrich /Frank Markowski /Gabriele Moser (Hg.), „Bruch und Kontinuität“—Beiträge zur Modernisierungsdebatte in der NS-Forschung. Dokumentation einer Wissenschaftswerkstatt der Hans-Böcker-Stiftung in der Gedenkstätte Sachsenhausen(Münster, 1995), S. 45. Axel Schildt, NS-Regime, Modernisierung und Moderne, in : *Tel Aviv Jahrbuch für deutsche Geschichte* XXIII/1994, S. 18. Sabine Blum-Geenen, Ute Ehrlich, Frank Marowski, Gabriele Moser, „Bruch und Kontinuität“. Einleitung, in : Blum-Geenen /Ehrich /Marowski /Moser (Hg.), a.a.O., S 12.

33) Bernd Faulenbach, Zur Einleitung in das Themenfeld „Technik und Arbeit“, in :

「リベラル派」は、ヒトラーの政策の核心は人種であり、「民族共同体」の標語による社会的流動性向上、労働者の社会統合促進は1918年革命の再来を阻止し、東方の「生存圏」獲得に向けた征服戦争のための準備作業に他ならなかったと位置づけた。また、ヒトラーと技術化との関連でも、ヒトラーが審美的観点から技術を賛美しただけで、技術化促進のための長期的対策を何も行なわなかったことを強調している。このように概観すると、「リベラル派」の議論は基本的に、ツイテルマンが批判の対象とした通説的なヒトラー像<sup>34)</sup>と一致しているように思われる。

次いで、スメルサーとプリンツのナチス社会政策研究について。

「リベラル派」は、ドイツ労働戦線傘下の労働科学研究所の戦後社会政策構想を「修正主義派」が高く評価していることに異議を唱える。「リベラル派」の論客ハンス・モムゼン (Hans Mommsen) は、プリンツが特にドイツ労働戦線の構想を現実と解したこと及び、ロベルト・ライが確かにヒトラーにある程度の影響力を有しており、住宅建設・社会福祉分野についての基本的な権限を得ることが出来たが、たいていアウトサイダーのままだったことを全く誤認したことにより、大きな見込み違いをしたと批判している。ハンス・モムゼンはまた、ライの宣言したドイツ労働戦線の包括的社会事業は口先だけの約束に留まり、占領諸国とその労働力の搾取によってのみ資金調達可能な偽社会改革キメラだと非難している。ヴァイスブロートは、ドイツ労働戦線の労働科学研究所の起草した、包括的な「ドイツ民族の社会事業」の構想は確かに近代的な福祉国家モデルを志向したと記述しつつ、ヒトラーが1942年12月に、「我が国が戦争に負けたら、ドイツ民族は打倒されるからどうでもいい」という理由で、この構想を公に〔論じることを〕禁止させた事例を挙げている。ヴァイスブロートはまた、労働科学研究所の構想した統一的な国家財政による福祉事業は北欧的な福祉国家型と異なり、忠実な「民族同胞」に対する国家的な「恩義と名誉的な義務」への保険給付の転移であり、「労働は福祉より優先する」の規定下に、「生産的」かつ忠実な「民族同胞」だけが魅惑的な戦利品により受給出来ると記述し、その中にヴァイマルの「福祉国家」から人種主義的な「福祉国家」への転換を見出している。ヴァイスブロートはさらに、「同じ労働に同じ賃金」の標語による全国一律の賃金準則ないし地域予防医療の設立といったドイツ労働戦線の構想が業績増大のためであることを指摘している。ロートは、拡大するナチス群島内で政治的権力支柱の「満ち足りない」大衆組織としてのドイツ労働戦線が全く無力なものに格下げされたと述べている。ロートはまた、

---

Blum-Geenen/Ehrich/Markowski/Moser (Hg.), *a.a.O.*, S.79, 80-81. Ders., Zum Stand der Wissenschaftlichen und Öffentlichen Diskussion über den Nationalsozialismus, in : Blum-Geenen/Ehrich/Marowski/Moser (Hg.), *a.a.O.*, S. 22. Bernd Weisbrod, Die Schein der Modernität. Zur Historisierung der Volksgemeinschaft, in : Karsten Rudolph/Christl Wickert (Hg.), *Geschichte als Möglichkeit. Über die Chancen von Demokratie* (Essen, 1995), S. 227.

34) 本稿の注9) の諸文献を参照。

「ドイツ人」と「同種の血の人々」だけが「社会事業」の恵みを享受し、数百万人の外国人・強制労働者や労働拒否者・ストライキ参加者は排除されており、「ドイツ民族の社会事業」は精神障害者・身体障害者・労働不能者の絶滅による年金基金の軽減を前提にしていると指摘し、これは労働強制と社会人種主義的絶滅技術の結合であり、資本主義的・民主主義的社会政策のこれまでの全ての発展傾向からの意識的な拒絶だと位置づけている<sup>35)</sup>。

「リベラル派」は、ドイツ労働戦線の実際の社会政策の成果にも批判の目を向けている。ハンス・モムゼンは、ドイツの労働者への乗用車を約束したフォルクスワーゲン（Volkswagen）一歓喜力行団乗用車が結局、戦争経済の下で、軍用車に転じた事例で約30万人のフォルクスワーゲン貯蓄者のドイツ労働戦線への信頼が失なわれたことを指摘している。ヴァイスプロートは、機械製造・電機・重工業の大経営で労働組織と賃金支払い制度が戦争の最終段階まで変わらず維持されていたこと、軍事工業以外の分野の労働制度も手つかずのままだったこと、特に消費財工業の女性が賃金協約以下の低賃金だったこと、合理化もナチズムの近代化作用というより1920年代からの合理化運動の展開であり、ジーメンス独自の「社会的合理化」計画もドイツ労働戦線により「党政策上、煽動」されたに過ぎないことを述べている。ヴァイスプロートはまた、「民族同胞」〔労働者〕がドイツ労働戦線の「歓喜力行団」の日帰り旅行に満足していたに過ぎないこと、ヒトラーのお気に入りの子供、「歓喜力行団」乗用車へのアメリカ式の宣伝支出にもかかわらず、民間の顧客の貯蓄基金が必要規模以下であり、この基金が公的な軍事・建設計画の資金調達のものとして考えられていたこと、ドイツ労働戦線の財政支援により設立され、外国人労働者によりつくられた〔フォルクスワーゲンの〕工場が〔民間用の乗用車でなく〕軍用自動車・飛行機の部品を生産していたこと、ライがドイツの労働者がイギリスの貴族よりも将来、〔生活が〕より良くなると宣言していた時、ドイツの労働者は塹壕にいたこと、都市の修繕・地域計画が「社会的住居建設委員」としてのライの指揮下で継続された時、ドイツの都市は既に廃墟となっていたこと、経済界のために経済省と国家の労働行政当局によりドイツ労働戦線が押さえられ、経営の支配状況への直接介入を禁止されていたことを挙げている。さらに、ナチ・レジームの社会政策処置は意図的かつ一貫した社会改革ではなく、混乱したものであり、その上、既に1920年代に企てられ、展開されていたこと、基本的な社会的不平等は維持されたままであること、所得・賃金水準は第二次世界大戦前夜にやっと古きよき時代（第一次世界大戦以前や1920年代末）の水準に達したこと、褐色の独裁制の時代に幾つかの重要な消費分野（鉄道・自動車・テレビ）で需要がめざめさせられたが、戦後期の再建で初めて充足させられたことを指摘する議論もある。フライは、「民族共同体」が「神話」以上のものであるという確定は最新の研究文献と一致しないし、生活水準についても、第三帝国では国際比較上、

35) Hans Mommsen, Noch Einmal: Nationalsozialismus und Modernisierung, in: *Geschichte und Gesellschaft* 21 (1995), S. 395. Weisbrod, *Der Schein der Modernität*, S. 237, 238. Roth, *Historisierung des Nationalsozialismus?*, S. 37-38, 33.

[業績を上昇させても、それに応じた] 適切な消費可能性がなく、より高い業績の報酬としてのより快適な生活への希望は（ナチスの〔戦勝後の〕）戦後期にまで延ばされ、アデナウアー時代に初めて実現されたと記述している。ファウレンバッハは、「労働の美」局の活動やキャンペーン、経営スポーツ施設の設立や経営の業績競争といった現象が工業労働組織が基本的に殆んど変わっていないという事実を変えていないと述べている。ロートは、ナチスの新労働者・社会政策により成立した専制的構造を「成功」とは呼べないと記述し、1936年初めの平均時間給が1932年の不況期の時より低く、週当たりの労働時間の延長により〔その差額分を〕補償されていたこと、平均実質所得が恐慌時の水準以下だったこと、間接的な賃金コストが制限されていたこと、〔ナチスが〕個人主義的労働態度（長期欠勤・高い配置換えの割合・個人の労働拒否）にテロで答えたことを指摘している。ギーネ・エルスナー（Gine Elsner）は、ライの国民保険計画は単なる案に過ぎず、ナチス期には決定的な社会政策立法の業績は成立せず、現存の規定上のわずかな変更をもたらしただけであり、ヴァイマル共和国が〔1日〕8時間労働、失業保険の導入、職業病と労働不能の同等などの成果を挙げたのに比し、ナチス期にかなりの社会政策上の進展があったとは言えないと述べている<sup>36)</sup>。

「リベラル派」はこのように、一方では、「修正主義派」が高く持ち上げる労働科学研究所の戦後社会政策構想に疑問の目を向け、他方、ナチス社会政策の成果にも極めて否定的ないし懐疑的で、「修正主義派」が宣伝と現実を混同ないし誤認したと非難している。ナチスの社会政策にもかかわらず、ドイツ社会の階級構造が変わらず維持されたという論点からして、ここでも、「リベラル派」の議論が通説的観点と一致していることが読み取れよう。

最後に、「修正主義派」のナチス近代化論について。

「リベラル派」は、ナチスが近代化を企図し、実行したという「修正主義派」の主張を批判する。ツィテルマンとプリンツがナチスに独裁的手段で国家と社会の改造達成に適切な能力があると仮定すること自体が両者の考えの誤りとハンス・モムゼンは指摘し、ツィテルマンとプリンツがナチズムを合理的なイデオロギー的基盤のものに帰したことを誤解と評している。ハンス・モムゼンはまた、プリンツの「専門家支配の確立化」テーマを批判し、ナチ・レジームが多くの分野で官僚的処置や専門家の資格を軽蔑し、素人や山師に責任ある機能を認めた事例を挙げている。プリンツとツィテルマンはナチズムの政治戦略が伝統的政治・社会構造を維持

36) Hans Mommsen, *Noch Einmal*, S. 397. Weisbrod, *Der Schein der Modernität*, S. 233, 234, 236, 237-238, 231. Schildt, *NS-Regime*, S. 18, 19. Frei, *Wie modern war der Nationalsozialismus?*, S. 380, 384. Faulenbach, *Zur Einleitung*, S. 82. Karl Heinz Roth, Einleitungsstatements zur Arbeitsgruppe Sozialpolitik, in : Blum-Geenen/Ehrich/Markowski/Moser (Hg.), *a.a.O.*, S. 103, 104. Gina Elsner, »in gewisser Hinsicht war Robert Ley der deutsche William Beveridge«. Zur Diskussion über Modernisierungselement in der nationalsozialistischen Sozialpolitik, in : *Zeitschrift für Sozialgeschichte des 20. und 21. Jahrhundert*, 1992, H4, S. 83, 99, 100.

したままの「精神革命」を志向していたという事実を誤認しており、ヒトラーとその徒党は長期的に制度改革によってではなく、より若い世代の体系的教育によって経営者と従業員の同等化〔達成〕という目標の現実化を望んでいたとハンス・モムゼンは記述し、ナチスには建設的新形成の能力がなかったと指摘している。フライも、ツィテルマンがヒトラーとその何人かの側近たちの近代化衝動力を前提視していると述べ、それへの批判を示唆している<sup>37)</sup>。

「リベラル派」は、「修正主義派」の強調するナチスの政策の近代化効果にも疑問を呈する。ツィテルマンとプリンツが「ナチズム」概念を一方でナチス党の「世界観的意志」、他方で1933—1945年間の政治体制・ドイツ社会の意味で無差別に用いて、革新的な変化を「ナチズム」に帰したことをハンス・モムゼンは批判し、1933—1945年間のナチス支配の12年間だけでなく、1918—1945年間の期間で見ることの重要性を強調している。どれ位〔社会的〕流動性の障害が現実に克服されたか不明のままだし、ツィテルマンの仮定した階級形成解体は経験によって確定出来ないし、プリンツにより再三再四詳述された労働者・職員間の相違除去の典型例は労働者への能率給・歩合制実施と対比的だとハンス・モムゼンは記述している。ひんぱんに生じたナチス期の技術革新はナチ・レジームのイニシアチブの産物でなく、大半、ヴァイマル期に起源があるとハンス・モムゼンは述べている。また、ヒトラーの個人的影響下で、自動車部門と道路建設が鉄道交通を犠牲にして過剰に優遇され、その結果、ドイツの国鉄が戦争開始時に1933年時ないし1914年時より比較的低い輸送能力しかなく、この交通部門をおろそかにしたことが1941年の深部の軍拡〔総力戦体制〕への移行後、極端に不利なことが証明されたこと、技術的・工業的合理化としての石炭水素添加とブナ〔合成ゴム〕生産の強行が国民経済的に赤字の商売だったこと、ウラジオストックからパリまでの広域鉄道〔構想〕やドイツの都市の新形成計画がことごとく〔実体のない〕蜃気楼であることが証明された〔実現しなかった〕こと、「第三帝国」の現実が〔ライの大規模な入植計画の構想した〕分散した大都市入植でなく「補助住宅」建設であること、ハンス・モムゼンはこうした事例を挙げて、ナチスの政策の近代化効果に否定的である。ヴァイスプロートは、第二帝政期以来、ヴァイマル期にも明白に進展した教育享受の拡大がナチス期に再び減少し、大学生の数と技術学校生の数が半減し、〔大学生中の〕労働者の子弟の割合が再び戦前水準にまで低下し、〔大学生中の〕女性の比率が10パーセントに落ち込んだ事例を示している。ハンス・モムゼンと同様に、ヴァイスプロートもアウトバーンの近代化効果に懷疑的で、アウトバーンの近代化効果は過大評価されており、〔ナチス期に〕全く不振だった住居建設の始動の方が〔アウトバーン建設と比較して〕同じ位か、それ以上に雇用創出と近代化効果の上で貢献しただろうと述べている<sup>38)</sup>。

37) Han Mommsen, *Noch Einmal*, S. 400, 401, 395, 400. Frei, *Wie modern war der Nationalsozialismus?*, S. 377.

38) Hans Mommsen, *Noch Einmal*, S. 393-394, 395-396, 400. Weisbrod, *Der Schein der Modernität*, S. 228, 236.

「リベラル派」は、ナチスによるホロコーストを近代的現象と看做す「修正主義派」の議論に反対する。ハンス・モムゼンは、安楽死・大量殺戮・強制収容所での人間飼育といった人種主義的・民族主義的キメラを近代的でなく、ロマン主義的非合理主義への復帰と位置づけている。シュテファン・シュネル（Stefan Schnerr）は、強制的断種と安楽死が近代の社会政策の伝統路線との根本的な断絶を示していると述べている<sup>39)</sup>。

「リベラル派」は、「修正主義派」の近代化論ないしナチスへの近代化概念の適用を批判している。ハンス・モムゼンは、「修正主義派」のナチス近代化論への異議として、「第三帝国」で近代化にとって絶対的基準の政治参加拡大が実現しなかったことを挙げ、ナチ・レジームで確かに民主主義的でないが、拡大された参加が存在したというプリンツの議論をあまり信じられない仮説と評している。近代化概念を民主主義化から切り離して、非民主主義的条件下での近代的工業社会実施の意味で捉え、全体主義的近代を強調するツィテルマンの議論に対して、ソビエト連邦の崩壊がそのような見解を疑問視させる旨、ハンス・モムゼンは示唆している。ナチスに継続的な新秩序達成の粘り強さと建設的エネルギーが欠けているが故に、ナチスの社会変革を志向する政策は根本的に見せかけだったとハンス・モムゼンは評価している（これは、ナチスを「偽りの近代化」と看做したハンス・モムゼンの以前のナチス評価を想起させる）。ヴァイスプロートは、「第三帝国」でのあり得べき近代化履行に関して、「近代性の外観」は社会主義的「開発独裁」の計画実行と同様に語れず、ドイツでの非民主主義的近代化の最後の大企ての終焉〔東ドイツの消滅〕と共に、一例え「第三帝国」のテロによるかつ戦争による過大化がなくとも一この社会構想〔民族共同体的近代化〕は結局、非近代的に作用したと述べ、「民族共同体」的意味での近代的専門家・手段の投入は「見せかけ」、宣伝による偽りである旨示唆し、ハンス・モムゼンと同様の認識を示した。フライは、「ナチズムと近代化」のテーマに関して、「第三帝国」が18世紀末以来のドイツの近代化過程の連續性の中にあり、その意味でナチズムは近代の所産であると認めつつ、1933年以後、多くの世俗化過程が継続したのはナチ・レジームの能力が限定されていたこと〔能力不足〕、発展傾向は1933年以後、停止されたり、強行されたり、歪曲されたものがあること、ドイツ社会が第二次世界大戦の最終的崩壊の中から根本的に変化して登場し、軍事的敗北・逃走・追放が前例のない社会的変動過程を惹起し、その大半は「第三帝国」終焉後に初めて、幾つかはかなり遅れて作用し、これらはわずかの例外を除いてナチ・レジームの意志的処置と看做せないことを述べている<sup>40)</sup>。

39) Hans Mommsen, *Noch Einmal*, S. 402. Stefan Schnurr, „Sozialpolitische Konsolidierung“ oder „Destruktion wohlfahrtsstaatlicher Ansatz“? Thesen zur Diskontinuität von Sozialpolitik und Sozialer Arbeit im NS-Staat, in: Blum-Geenen/Ehrich/Markowski/Moser (Hg.), *a.a.O.*, S. 131.

40) Hans Mommsen, *Noch Einmal*, S. 392, 393, 402. Weisbrod, *Der Schein der Modernität*, S. 240, 241. Frei, *Wie Modern war der Nationalsozialismus?*, S. 378, 379.

「リベラル派」は、「修正主義派」がヴァイマルからボンへの福祉国家の連続性—ナチス社会国家論を唱えることに反対する。シュネルは、民主主義的法治国家構造が近代的社会国家にとって本質的故に、〔ナチスによる〕民主主義的構造破壊と共に、社会国家の物的本体も消滅し、ナチス期には福祉国家傾向破壊が認識出来ると評価し、その証拠として、ナチスが「国家の敵」への年金を停止した事例を挙げ、西欧の福祉国家ではこのようなことはない旨述べ、ナチス社会国家概念への異議を提起した<sup>41)</sup>。

このように見てくると、「リベラル派」は、「修正主義派」の説くナチスの近代化効果及び、ナチスへの近代化概念・社会国家概念への適用に反対ないし慎重で、ナチスの企図に則って近代化が実現したという議論に対しては、そもそも、ナチスにそのような能力があること自体に疑問を呈している。ナチスの意図・政策の結果として近代化が進行したのではなく、(ナチスの意図・政策とは無関係に) ヴァイマルからボンへの連続的な変化として近代化(世俗化)が生じ、第二次世界大戦後に初めて実現した事例が多々あることも指摘されている。ここでも、「リベラル派」の議論が通説的見解とほぼ一致していることに、我々は気づかざるを得ないであろう。「リベラル派」の議論は逆に、ナチスの「反近代性」を強調する側面を有していることに、我々は留意すべきであるように思われる。

#### 4 『ナチズムと近代化』第二版後書き

——プリンツの反論——

1994年に、『ナチズムと近代化』の第二版が出版された。プリンツがこの第二版に、注目すべき後書きを書いている。この後書きは「近代化とナチズムについての最近の論争に対する幾つかの注釈」と題されたもので、プリンツがツィテルマンの了解の下で執筆したものだという<sup>42)</sup>。この後書きの中で、プリンツは『ナチズムと近代化』初版への書評による批判に対する反論を試みている。プリンツが反批判の対象としたのは主として書評であり、本稿の前章で扱った独立論文は含まれていない。しかし、論点としては共通点ないし重なり合う問題点があり、その意味でも、このプリンツの反論は極めて興味深く思われる。本章では、プリンツのこの反論を簡潔に紹介・概観してみたい。

プリンツは、『ナチズムと近代化』初版への書評による異議として、以下の諸点を列挙して、それらへの反論という形で議論を展開している。我々は先ず、これらの異議を見てみよう。

1. 第一の異議は、ナチズムと近代化の合接に対する最も重要な疑惑として、ナチス支配を

41) Schnurr, *Sozialpolitische Konsolidierung*, S. 127, 128, 131.

42) Michael Prinz, Nachwort: Einige Bemerkungen zur neueren Debatte über Modernisierung und Nationalsozialismus, in: Michael Prinz/Rainer Zitelmann (Hrsg.), *Nationalsozialismus und Modernisierung*, 2 Aufl (Darmstadt, 1994), S. 335.

「近代的」、その作用を「近代化的」と叙述し、その結果、ナチ・レジームの犯罪的性格が過小評価されたことである。「非近代」ないし「反近代」という形容詞が用いられず、ナチスの政策の幾つかの要素の叙述に「機会均等」・「国民政党」・「社会国家」という特定概念の利用が誤りとして批判された<sup>43)</sup>。

2. 第二の異議は、近代化とナチズムの関係についての議論に、「非近代化」・強制断種・安樂死・ユダヤ人への大量殺戮・亡命ないし東欧を概観して一部分的に「[ナチスの]支配下の国々のより遅れた近代化ないし起らなかった近代化への今日まで残る作用」へのナチス外交政策の効果などの問題が含まれていないことである。「第三帝国」の近代化については、近代化の付随状況についての広範な叙述と損害の決算なしでは語れないという<sup>44)</sup>。

3. 第三の異議は、ナチスの政策の多くの原動力の内の一つとして二重の近代化という典型的な解釈が認められるよう見えるところでの、他の要素と比較しての重要性の判定の問題である<sup>45)</sup>。

4. 第四の異議は、近代化概念の抽象度の問題であり、「修正主義派」が近代化概念を幾つかの学問分野・政治分野の解釈図式としてでなく、世俗的傾向での大きな社会単位との比較に用いていることに向かれて、12年間では傾向ないし傾向の断絶を確認するには短期間過ぎることが指摘されている<sup>46)</sup>。

5. 第五の異議として、序論で怠った近代化の包括的な定義に一連の批判的注釈が収斂していることが挙げられる<sup>47)</sup>。

6. 第六の異議として、ナチズムの犯罪の間接的な相対化を助ける近代化テーゼに対してのと同様の疑惑が連續性テーゼに対しても提起されたことが挙げられる。前方・後方への連續性の線を引くことにより、ベルリンの政治学者、ペーター・シュタインバッハ(Peter Steinbach)の見解によると、現代が「その誤った進歩により評判を落とし」、ナチス史が「相対化により」解放される危険がある<sup>48)</sup>。

7. 第七の異議としては、『ナチズムと近代化』の著者たちが一貫して提起したナチス期の意図と社会変動との関係についての問題で、編者〔ツィテルマンとプリンツ〕がナチズムを「ドイツの近代化の意識的な代理人」と説明する仮説に対する異議と、ナチス・イデオロギーに保守的・時代に逆行的な要素がないことへの疑問が挙げられる<sup>49)</sup>。

この七つの異議に対して、プリンツがわざわざ、第二版の後書きで、どのように反論したか、

43) Ebenda, S. 346-347.

44) Ebenda, S. 347.

45) Ebenda, S. 348.

46) Ebenda, S. 348.

47) Ebenda, S. 348.

48) Ebenda, S. 348.

49) Ebenda, S. 348.

以下、簡潔に見てみよう。

1. プリンツは、「近代的」・「近代化」〔概念〕ではナチス支配の核心、その特殊な絶滅の性質が把握出来ないという批判を認めつつ、アウシュビッツの根源を問うものは誰でも近代の発展傾向や主に過去との連続性—保守的・文明批判的な敵意を背負った反ユダヤ主義、官憲国家的構造での長期間の体系的順応等のような—や特殊性—ナチス国家の構造的特徴やヒトラーのイデオロギー等の—ように出くわすと指摘している。ナチ・レジームの犯罪的次元を問題にするところでは、近代化は周辺的なものと看做され、〔そうした周辺的なものとしての〕近代化概念ではナチ・レジームの現象・その結果についての中心的基本要素を適切に特徴づけられないとプリンツは述べている<sup>50)</sup>。

2. 実際には、「非近代化」の事象も、近代化の観点下でのナチ・レジームとその結果を決算的に考察することに属するが、非近代化過程は叙述の前景なく、〔近代化と〕同等に扱われなかつたとプリンツは認めつつ、「非近代化」概念は近代化概念と同様、大量殺戮を適切に叙述するのにあまり役立たないと述べている<sup>51)</sup>。

3. 個々の要素の重要性の判定の問題は近代化テーゼの結論問題に属し、これに答えるには個々の事例の詳細な研究でなく、類似の現象との比較によってであるとプリンツは主張し、精神障害者の排除・断種がナチス期の特殊な事例でなく、1930年代初期にイギリスでも同様のことがあったことを指摘し、そのような比較に必要な概念上の同質化の上で、近代化理論やその派生語や加工が重要な出発点を提供すると述べている<sup>52)</sup>。

4. 都市化・文字の普及・近代的な商品市場と労働市場の成立は近代化の指標と看做される過程であり、そのような過程の加速化ないし減速化の問題を12年間だけで見るのはあまり見込みがないとプリンツは述べつつ、所得増大による生活水準の変化・経済的生産性の増大・新しいメディアの普及によるコミュニケーションの深化・教会訪問者の頻度から見た世俗化過程が数十年の内に劇的な形で出て來たし、人間の気質や雇用がものすごく短期間の内に近代化処置と解釈されるような意味で変化し得ると記述し、これらの発展の大半が準備期間を経て、1933年から1945年までの政治的期間の限定を越えて継続したことを強調している<sup>53)</sup>。

5. プリンツは、近代化概念の正確な定義の必要を説き、かつ近代化概念の歴史化として、戦間期のナチス・ドイツと西欧・アメリカ合衆国や、戦後期のドイツと西欧をも視野に入ることを論じ、(a)現代消費社会への突破が技術（耐久性ある消費財の大量生産）、生産性、産業構造、企業家の心性、所得の余地、労働時間及び、商業（支店、デパート、ブランド品）の配分形態に特殊な前提を有していたこと、(b)経済・国家・社会政策への現在の理解にとって、

50) Ebenda, S. 349.

51) Ebenda, S. 349.

52) Ebenda, S. 349, 350.

53) Ebenda, S. 350, 351.

ケインズ革命とその結果は戦後期の政治的・経済的安定性の他の中心的基盤を成すこと、(c)社会政策分野で、政治的権利を補うものとしての社会的公民権の承認と現存の社会政策設備のそれに対応した再形成が重要であること、(d)19・20世紀が残した未解決の問題として、国民社会への労働者とカトリック信仰共同体の統合問題があること、(e)西欧での政治的・経済的ナショナリズムの克服、アメリカ合衆国との関係（世界経済の新秩序）、帝国主義・植民地主義の時代との訣別は第一次世界大戦後のヨーロッパの他の近代化問題を成すこと、(f)1930年代以来の非全体主義的様式の近代化は、ナチズムの経験により特別の重要性を得た独自の近代化基準に発展したことを指摘し、さらにドイツ固有の問題として、イギリスと比較すると過剰に大きく、生産性の低い農業、特に深く段階づけられ、政治的・世界観的に過大に形成された社会環境、国民国家形成の遅れの結果としての地域的同一性の時代遅れの再編、家族と労働世界での家父長的・官憲的構造の保存、軍隊の社会的・政治的な特別の地位、社会変動の平均化された結果への中間層の安全・安定への期待といった問題を挙げ、これらの文脈・問題群の中でナチズムと近代化の関係が議論されると記述している<sup>54)</sup>。

6. ナチ・レジームが経済史・技術史的観点下での収支決算に際して、良い成績を収めることは殆んどあり得ないとプリンツは述べつつ、ナチス期の発展が次第に1950年代ないし現代の危機的展開の前史としてシェーマ化されるだろうと記述している。プリンツはまた、戦争中のライの社会保険改革案とイギリスの社会改革構想の類似性を指摘し、その中に、ドイツ的特殊性でなく、全ヨーロッパ的共通性を見出している。プリンツはまた、ナチス支配の近代化機能のテーゼはナチ・レジームの道徳的・政治的正当化でないことを強調している<sup>55)</sup>。

7. プリンツは、ナチス支配とその崩壊の結果としての意図せざるかつ間接的な変化の作用の方が意図した変化の作用より上位であると断言している。プリンツはまた、ナチズムが意図的な近代化の一貫した計画を有していたとはあまり見えないと述べ、a)ナチズムに類概念の意味で体制として用いられる近代化はその概念の選択度を失なうような概念の拡大を前提とし、全体主義体制の設立は構造的な非差異化を意味し、それと共に、制度的な差異化の近代化に特徴的な過程に置かれること、b)政治的近代性を定義の基準として放棄すると、近代化のレッテルへの最低要求として、長期的にその基本構造で社会の存続を保障する能力が維持され、絶滅計画と奴隸所有者と同様の構造は現代社会が絶対必要な異常に高い生産性の増大を保証せず、極端なナチス的思考の愚かな観点に由来する考慮に基づいて、長期的観点で、現在の近代化過

54) Ebenda, S. 351, 352, 353, 354.

55) Ebenda, S. 354, 355. プリンツはここで、イギリスの社会改革案〔イギリスの自由主義的貴族、ウィリアム・ベベリッジ（William Beveridge）の構想したベベリッジ案（Beveridge-Plan）〕とライ案の共通性を強調する。これに対して、エルスナーは、この二つの案の相違点として、前者が万人への社会保険の法的請求を認めているのに比し、後者が国家公民的前払いの後の社会保険であり、年金許可をその政治的態度と労働の意志に依存させていることを挙げ、この二つの案の類似性に否定的な見解を示している。Elsner, *in gewisser Hinsicht*, S 85, 87-88.

程の存続を保証出来ないこと、c)意図的近代化について語ることには大いなる留保で対処し、例えナチズムが近代化の部分局面を肯定したとはいえ、ナチズムの構想は全体として見ると、近代化の最低要求をみたす計画にまとまらないことを挙げている。プリンツは、ナチス指導部がドイツ社会を一種の自然状態〔過去の農業社会〕に転換しようと計画していたという仮説への異議として、ナチズムがそのような反工業的・極端に時代に逆行する計画でその都市での不確実な大衆的基盤、労働者層と経済的エリートを獲得すると信じられたか、明らかでないと記述している<sup>56)</sup>。

プリンツはこの「後書き」の最後に、「結語」として、ナチズムをドイツ史の特殊性だけから解釈することに反対し、改めて、ナチズムを近代化過程の危機ないし近代化の「ヤヌスの両面性」から説明する立場を鮮明にし、同時に、ナチズムと〔戦後の西ドイツ〕連邦共和国を対照的にだけでなく、経済史・社会史的な連続性の観点から考察し、ナチズムの社会史を連続性の観点下で見るという認識を示している<sup>57)</sup>。

我々は、以上、プリンツの「後書き」を概観してきた。プリンツは、書評による批判への反論という形で、改めて、ナチズムを近代化過程から捉え、戦後西ドイツへの連続性をも視野に入れつつ、ナチズムの政策の近代化機能を説く立場を再確認しているように思われる。ホロコーストに関しても、非近代的でなく、あくまでも近代的現象と見る認識を示している。

ところで、この「後書き」中で、プリンツは確かに、ナチズムの間接的な（言わば、意図せざる）近代化効果については肯定的に述べつつ、意図的な近代化ないしナチスがそもそも包括的な計画を有していたことには慎重な姿勢を示した。最近、小野清美氏が指摘されている<sup>58)</sup>ように、これは事実上、プリンツのツイテルマンへの批判ないし、プリンツがツイテルマンと距離を置こうとしていること、あるいは、プリンツが書評の批判に接して、自説を修正したことを意味していると言ってよいであろう。しかし、前述の如く、プリンツは基本的には、「修正主義派」のナチス近代化論を堅持しているように思われる。

56) Ebenda, S. 357-358.

57) Ebenda, S. 360-361.

58) 小野清美『テクノクラートの世界とナチズム—「近代超克」のユートピア』(ミネルヴァ書房、1996年), 7-8頁。なお、1994年6月に東京外国语大学で行なわれたシンポジウムでの討論で、プリンツは、一方で、ツイテルマンがヒトラーの経済思想を体系化したとを肯定的に評価しつつ、他方で、ツイテルマンがヒトラーを近代化の担い手そのものと看做した点には同意出来ない旨示唆した。この時のプリンツ報告については、ミヒヤエル・プリンツ「ナチズムと近代化—ドイツにおける最近の討論—」(山之内靖・ヴィクター・コシュマン・成田龍一編『総力戦と現代化』, 柏書房, 1995年, 所収)を参照。

## 5 「ナチス近代化論争」の意義

——むすびにかえて——

我々は以上、「修正主義派」の主張、それに対する「リベラル派」の批判が交差する「ナチス近代化論争」を概観してきた。ここでは、両者の議論を簡潔に要約し、その主張の核心を再現出来たと思う。

「修正主義派」は、ヒトラーの思想、ナチス社会政策・政策構想に「近代性」を見出し、ナチス近代化の積極的な意義を主張し、特に労働科学研究所の社会政策構想に戦後の社会国家の先駆を求め、ナチスの政策の近代化機能を強調した。「修正主義派」はまた、ナチスが近代的構想を有し、それを現実化しようと企てた（必ずしも、全てが実現した訳ではないことをも認めている）と評価した。

これに対して、「リベラル派」は、ヒトラーの思想、ナチス社会政策・政策構想に「近代性」があるか疑問視し、ナチス期の変化が必ずしも、ナチスの意図の現実化ではなく、ヴァイマル期以来のドイツ社会の変化の所産であることを挙げ、ナチスの「反近代性」及び、「非近代性」を強調した。

プリンツは書評への反論の中で、改めて、ナチス近代化論を主張しつつ、ナチスの意図した近代化よりも、意図せざる近代化の比重が大きいと軌道転換して、自説を修正した。だが、プリンツがナチス近代化論を堅持していることは、プリンツがあくまでも、ナチスを近代的なものとして捉える立場を守り、「反近代性」や「非近代性」という概念のナチス期への適用に否定的なことからも、明らかなように思われる。

ところで、「リベラル派」は、「修正主義派」のナチス社会国家論に反発して、ナチスが「國家の敵」やストライキ参加者から社会保険・年金の需給資格を奪おうとしたことをもって、ナチス社会国家概念を拒否した。確かに、このことは、ナチス社会国家概念の正当性を疑わしめるように見える。しかし、「修正主義派」は、ヴァイマルからナチス、ボンへの社会国家の連続性と非連続性の側面を指摘している。この社会保険・年金の受給資格の差別性は、この非連続性と言ってよいであろう。

また、長期的な構造変動の中で、ナチスを捉えようとする視点は、（力点の相違があるとは言え）、「リベラル派」・「修正主義派」両方に共通した。前述の如く、「リベラル派」は、ナチス支配下の1933—1945年の期間だけを単独に見るのでなく、1918—1945年の期間ないし、戦後の西ドイツをも視野に入れて捉える必要性を強調している。「修正主義派」の側でも、プリンツは、ナチズムに長期的観点から迫ること、具体的には、長期的な社会変動に対するナチズムの機能を問題にすることを説いている<sup>59)</sup>。「リベラル派」には、長期的な流れの中で、ナチズ

59) Michael Prinz, Der Nationalsozialismus-eine »Braune Revolution«? in: M. Hettling (Hg.), *Revolutionen in Deutschland ? 1789-1989* (Göttingen, 1991), S. 86.

ムの成果を相対化ないし否定しようとする傾向があるのに対し、「修正主義派」には、戦後へのナチズムの成果の継承ないし、連続性を強調する側面があった。我々はここから、ナチスの歴史的な役割・機能を捉えるには、ヴァイマル期からナチス期、戦後西ドイツにかけて、連続性・非連続性の両面から見ていく必要性を学び得たように思う。

「ナチス近代化論争」の焦点の一つは、「近代性」と「反近代性」の問題だったようと思われる。前述したように、「修正主義派」はナチスの「近代性」を強調し、「リベラル派」はナチスの「反近代性」ないし、「非近代性」を説くという形で、「ナチス近代化論争」は展開していく。リベラル派の側では、ファウレンバッハが、第三帝国はその特殊な両面価値的構成で様々な解釈が可能である旨述べ、近代的技術と部分的に時代に逆行する目標の融合、組織的合理性欠如と効率性の見せかけの融合、公的動員と私的生活への撤退の融合、魅力とテロの融合、民族虐殺と市民的正常性の融合がナチス期を特徴づけていると指摘している<sup>60)</sup>。

このように見えてくると、ナチ・レジームに存在した「近代性」と「反近代性」のどちらに力点を置くかということが、「ナチス近代化論争」での「修正主義派」と「リベラル派」の争点だったよう見える。前述のファウレンバッハの指摘にあるように、「近代性」と「反近代性」(ないし「非近代性」)の融合としてナチ・レジームを捉えることが必要なようと思われる。「ナチス近代化論争」の意義は、ナチ・レジームのこの複雑な性格（「近代性」と「反近代性」の融合）を浮き彫りにした点に求められるべきではないかと思う<sup>61)</sup>。

---

60) Faulenbach, *Zum Stand*, S. 23.

61) ここでは、「近代性」は、伝統社会を破壊し、工業化・技術化・社会政策を目指そうとする志向、「反近代性」は、ドイツ社会の「再農業化」を望む農業ロマン主義的な、過去への復帰、伝統社会再編を企図する志向、「近代化」は、根本的に、伝統的な社会秩序を崩壊・解体させる社会変動、「非近代化」・「非近代性」は、(「反近代性」概念とほぼ同義)近代化に逆行しようとすること、というように定義づけておく。事実を客観的に見た場合、ドイツの近代化の歴史的起点は、いわゆる「ドイツ零年」たる1945年5月に見出されるように思われる。これらの点に関して、前掲拙稿を参照。

なお、我が国の最近の研究はこの論争を目して、原語通り、「近代化論争」と呼んでいる。中川隆「ナチズムの人種イデオロギーとその実践—占領下ポーランドにおける『人種階級制度』の完成と教育政策—」(『現代史研究』第42号、1996年、所収)、12頁。筆者がここで、原語と異なり、この論争を「ナチス近代化論争」と名づけたのは、原語通りの「近代化論争」だと、「近代化」概念一般をめぐる論争に誤解される恐れがあり、問題の焦点はナチス近代化であり、それ故に「ナチス近代化論争」という表現の方がこの論争の本質をより適切・正確に表わしているように思われたからである。